

農業委員会だより

問い合わせ 市農業委員会事務局（産業振興課） ☎227-6081、FAX227-6254

農業委員会とは？

農地の権利移動や農地転用に関する許認可、農業の担い手への農地の集積など、農地に関する業務を行う行政委員会です。

農業委員会制度が変わります

農業委員会等に関する法律が改正され、平成29年7月20日から新制度に基づいて選出された農業委員が任命されます。主な変更点は次のとおりです。

(1) 農地利用の最適化推進業務の重点化

農業委員会の業務のうち、農業の担い手への農地の集積や、耕作される見込みのない農地である遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化の推進が重点化されました。

(2) 委員定数の見直し

市内農地面積の減少に伴い、農業委員定数を見直し、12人から10人としました。

(3) 委員選出方法の変更

農業委員の選出方法が「公選制」から、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する「任命制」に変更されました。

委員募集の詳細については、広報や市ホームページなどでお知らせします。

農地の転用、売買、貸借などには農業委員会の手続きが必要ですよ

	農地を耕作目的で 売買・貸し借り	農地転用	
		自分で使用	自分以外
市街化区域	農地法第3条の許可申請	農地法第4条の届出	農地法第5条の届出
市街化調整区域	農地法第3条の許可申請、 利用権設定	農地法第4条の許可申請	農地法第5条の許可申請

※農地転用…農地を宅地といった農地以外の用地に変更すること

届出受付 随時
許可申請締切 毎月10日
※締切日が土日祝日の場合は翌開庁日

下限面積が変わりました

農地法第3条の許可申請により農地を取得する際に、満たす必要がある要件の一つである下限面積が変わりました。申請農地を含めた耕作地の合計面積が下限面積以上であることが必要です。

	変更前	変更後
富奥地区	50a	40a
郷地区	40a	30a
押野地区	30a	30a
本町地区	20a	20a

全国農業新聞を購読しませんか？

農業者の公的代表機関である、農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。農業についての分かりやすい解説や最新情報が満載で、暮らしに関する記事も充実しています。

- 月4回金曜日発行
- 月700円（税込）
- 申し込みは市農業委員会事務局まで

農業者年金で

老後に備えましょう

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選択可能で、いつでも見直すことができます。加入期間が短くても、保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

＜農業者年金の特徴＞

- ① 少子高齢化時代に強い年金です
- ② 保険料の額は自由に選べます
- ③ 保険料の国庫補助があります
- ④ 税制上のメリットがあります
- ⑤ 終身年金で80歳までの保証付き

＜加入資格＞

- ① 20歳以上60歳未満
- ② 国民年金の第1号被保険者
- ③ 年間60日以上農業に従事する人

